

情報提供

那医発第 484 号
令和 7 年 3 月 19 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）」に係る補助金の事業計画書等の提出について（依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

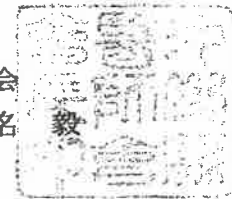
記

沖 医 発 第 1788 号

令和 7 年 3 月 14 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に係る 補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

今般、沖縄県保健医療介護部から標記文書の発出がありましたので、ご連絡致します。

本件は、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的に、沖縄県と医療措置協定を締結する医療施設等へ、設備整備に係る費用の補助金交付を予定している旨、周知するものです。

なお、本補助金の交付を希望される場合には、沖縄県へ令和 7 年 3 月 31 日（月）までに事業計画書の提出が必要となるとのことです。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に係る補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

（令和 7 年 3 月 12 日（保感第 973 号））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

保 感 第 973 号
令和 7 年 3 月 12 日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関 設備 整備事業）に係る
補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省から新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関 設備 整備事業）に係る補助金の事業計画書等の提出依頼があります。

本事業は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定）を締結する医療機関への新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的としており、医療施設等に対する設備整備への支援措置が補助対象となっております。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、以下の資料について貴会員に対して周知いただくようお願い申し上げます。

また、新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関 施設 整備事業）については、今後厚生労働省から依頼が届き次第御案内いたしますが、参考までに令和 6 年度医療施設等 施設 整備費補助金交付要綱を送付致します（なお、同交付要綱は令和 6 年度のものとなっております、今後改正される可能性がありますので、予め御了承ください）。

- ・ 依頼文（関係医療機関の長あて）
- ・ 令和 7 年度医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表
- ・ 設備整備事業概要（個別様式 様式 1－21）
- ・ 厚生労働省医政局医療経理室 事務連絡（令和 7 年 3 月 6 日付け）
- ・ 医療施設 設備 整備費補助金交付要綱（案）
- ・ 医療施設 施設 整備費補助金交付要綱
- ・ 新興感染症対応力強化事業実施要綱
- ・ 沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付要綱
- ・ 新旧対照表（設備）

（問い合わせ）

※令和 7 年 3 月 31 日まで

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県保健医療介護部 感染症対策課

感染症予防班 石原

TEL：098-866-2013 FAX：098-869-7100

MAIL：aa090808@pref.okinawa.lg.jp

※令和 7 年 4 月 1 日から

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県保健医療介護部 地域保健課

TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

MAIL：aa090701@pref.okinawa.lg.jp

4 月 1 日以降にお電話する際は「新興感染症対応力強化事業について」とお問い合わせください。

保 感 第 973 号
令和 7 年 3 月 12 日

関係医療機関の長 殿

沖縄県保健医療介護部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関 **設備** 整備事業）に係る
補助金の事業計画書等の提出について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことについて、令和 7 年度の事業計画書等を募集しますので、事業実施を希望される場合は、下記により御提出下さるようお願いします。

記

1 提出資料

補助金名	提出様式
医療施設等 設備 整備費補助金 （令和 6 年度補正予算分） ※新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	・令和 7 年度医療施設等設備整備費補助金事業計画総括表 ・設備整備事業概要（個別様式 様式 1－21） ・見積書等（写し可） ・製品概要が分かる資料（カタログ等） ・設置予定場所の写真等

2 提出方法

末尾記載の担当あて電子データをメールで提出して下さい。また、メールの件名は以下のようになしてください。

医療施設等 **設備** 整備費補助金・・・件名「【医療機関名】**設備**補助金事業計画書提出」

3 提出期限

令和 7 年 3 月 31 日（月） ※期限厳守

4 留意事項

- ① 本事業は、県と医療措置協定（感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的としています。補助金の申請をする医療機関におかれましては、本事業の趣旨、目的を理解したうえで申請して頂くようお願いします。
- ② 提出書類については、国交付要綱（設備）（案）等を十分確認して作成してください。国交付要綱（設備）は（案）となっており、今後変更がある可能性があります。なお、実施要綱、県交付要綱についても今後改正される可能性がありますので申し添えます。
- ③ 事業着手は、県からの補助金交付決定後であり、補助金交付決定前に着手した経費は補助対象外となりますので御留意願います。
- ④ 事業実施後に提出する実績報告については、県交付要綱第 13 条第 1 項の規定に関わらず、遅くとも交付決定を受けた会計年度の 2 月末日までに提出するように事業の進捗管理は十分御注意ください。
- ⑤ 事業計画を審査の上、予算の範囲内において補助を実施します。今回の事業計画の提出を

もって直ちに補助を決定するものではないため、御留意願います。

- (6) 事業途中で計画内容を変更する場合は、別途、変更申請が必要となります。
- (7) 補助を受けた場合、当該補助金は国庫補助金のため、国の会計検査の対象となります。
- (8) 補助を受けた場合、5年間関係書類（発注・納品・請求書等含む）を保管しなければなりません。

（問い合わせ）

※令和7年3月31日まで

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県保健医療介護部 感染症対策課

感染症予防班 石原

TEL：098-866-2013 FAX：098-869-7100

MAIL：aa090808@pref.okinawa.lg.jp

※令和7年4月1日から

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県保健医療介護部 地域保健課

TEL：098-866-2215 FAX：098-866-2241

MAIL：aa090701@pref.okinawa.lg.jp

4月1日以降にお電話する際は「新興感染症対応力強化事業について」とお問い合わせください。

沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第36条の3第1項に基づき、県と医療措置協定（以下「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、医療機関等が行う施設・設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第137号）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付け厚生省発医第117号）（以下「交付要綱」という。）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、新興感染症対応力強化事業実施要綱（令和6年3月1日付け医政発0301第2号。厚生労働省医政局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に記載されている医療機関とする。

(交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

ア 施設整備事業

(ア) 病室の感染対策に係る整備

新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

(イ) 病棟等の感染対策に係る整備

新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等

(ウ) 個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

イ 設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

(ア) 簡易陰圧装置

(イ) 検査機器（PCR検査装置）

(ウ) 簡易ベッド

(2) 法第 36 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

ア 施設整備事業

(ア) 個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

イ 設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

(ア) 検査機器（PCR検査装置）

(イ) 簡易ベッド

(ウ) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

(3) 法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

個人防護具保管庫の設置、個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

（補助対象経費等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の算定方法）

第 5 条 この補助金の交付額は、次により算出された額の範囲内とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第 1 欄に掲げる区分ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に第 4 欄に定める補助率を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする医療機関等（以下「補助事業者」という。）は、第3条に掲げる事業ごとに沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 施設・設備整備計画書
- (3) 経費所要額内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付決定通知書を通知する。

（補助事業の事前着手）

第8条 補助事業は、補助金の交付決定前に着手することはできない。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前記ただし書きに該当する場合は、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金交付決定前着手届（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、第7条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第7条の規定を準用し、変更交付決定を行うものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、沖縄県新興

感染症対応力強化施設・設備整備費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実施状況報告）

第 12 条 補助事業者は、規則第 10 条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

（実績報告）

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 20 日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金実績報告書（様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 施設・設備整備実績報告書
- (3) 経費所要額内訳書
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第 10 条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金返還命令通知書により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して 20 日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

第 15 条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、当該交付決定額の9割を限度に補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、沖縄県新興感染症対応力強化施設・設備整備費補助金請求書（様式第6－1号又は様式第6－2号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第16条 知事は、第11条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

（消費税の仕入れ額控除）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、交付要綱に定める様式により速やかに、知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 16 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 4 条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
施設	(1)病室の感染対策に係る整備 1 室当たり 14,546 千円	(1)病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	(1) 3 分の 2
	(2)病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300 円		(2) 10 分の 10
	(3)个人防护具保管施設の整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 239,300 円	(2)病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉	(3) 10 分の 10

		の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 (3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	
設備	(1) 簡易陰圧装置 1 病床当たり 4,320,000 円 (2) 検査機器（PCR 検査装置） 1 台当たり 9,350,000 円 (3) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッドの購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10 分の 10
	(1) 検査機器（PCR 検査装置） 1 台当たり 9,350,000 円 (2) 簡易ベッド 1 台当たり 51,400 円 (3) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。） 1 施設当たり 905,000 円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費 （ただし新規購入及び増設する場合に限る。）	10 分の 10

(案)

厚生省発医第117号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0806第8号
令和〇年〇月〇日

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保、臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））の設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(案)

(2) へき地患者輸送車（艇）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業
- イ 次に掲げる者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- ウ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送車、患者輸送艇及び患者輸送用雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
- エ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく指定区域内に所在するへき地診療所（へき地診療所施設整備費補助金の交付を受けて設置した診療所及び国民健康保険直営診療所をいう。）の開設者が行う医師往診用小型雪上車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地巡回診療車（船）整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業
- イ 社会福祉法人恩賜財団済生会が行う巡回診療船の整備事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）
- ウ 次に掲げる者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、イに掲げる場合を除く。）(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- エ 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院又は要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療車、巡回診療用雪上車、巡回診療船及び歯科巡回診療車の整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業に必要な歯科医療機器の整備事業

(5) 過疎地域等特定診療所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業
- イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の医療機器整備事業に対して都道府県

(案)

が補助する事業

(6) 沖縄医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う医療法（昭和23年法律第205号）第31条の規定する都道府県、市町村等及びその他厚生労働大臣の定める者（以下「公的団体」という。）が設立する沖縄県内に所在する病院の医療機器整備事業

(7) 奄美群島医療施設設備整備事業

一般疾病の診断、治療を行う鹿児島県立大島病院の医療機器整備事業

(8) へき地保健指導所設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の設備整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(9) へき地医療拠点病院設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業

イ 都道府県知事から指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の医療機器整備事業に対して都道府県が補助する事業

(10) 遠隔医療設備整備事業

平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知「地域医療の充実のための遠隔医療補助事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業

イ 市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業

平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知「臨床研修病院支援システム設備整備事業の実施について」に基づき私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を除く。）が開設する医療施設が行う臨床研修病院支援システム設備整備事業

(12) へき地・離島診療支援システム設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業に対し、都

(案)

道府県が補助する事業

- (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 離島等患者宿泊施設設備整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業
- イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(14) 産科医療機関設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業
- イ 次に掲げる者が行う産科医療機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(15) 分娩取扱施設設備整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業
- イ 次に掲げる者が行う分娩取扱施設設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(16) ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策等事業の実施について」に基づき実施する次の事業

- ア 都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

(案)

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する
妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(17) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 遠隔ICU体制整備促進事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に対して都道府県が補助する事業

(21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が実施する次の事業とする。

(案)

- ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
- イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

(22) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

令和7年3月5日医政発0305第13号厚生労働省医政局長通知「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業
 - イ 診療所の開設者が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業に対し、都道府県が補助する事業
- なお、ア又はイの診療所に市町村が主体的に追加支援等を行う場合は国の採択の際に配慮する。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の(1)から(6)により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) ア 都道府県が行うへき地診療所設備整備事業
- (2) ア 都道府県が行うへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) ア及びイ 都道府県等が行うへき地巡回診療車（船）整備事業
- (4) 離島歯科巡回診療用設備整備事業
- (5) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所設備整備事業
- (6) 沖縄医療施設設備整備事業
- (7) 奄美群島医療施設設備整備事業
- (8) ア 都道府県が行うへき地保健指導所設備整備事業
- (9) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院設備整備事業
- (10) ア 都道府県が行う遠隔医療設備整備事業
- (11) 臨床研修病院支援システム設備整備事業
- (12) ア 都道府県が行うへき地・離島診療支援システム設備整備事業
- (13) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設備整備事業
- (14) ア 都道府県が行う産科医療機関設備整備事業
- (15) ア 都道府県が行う分娩取扱施設設備整備事業
- (16) ア 都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業
- (17) ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
- (18) ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

(案)

- (19) ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- (20) ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業
- (21) ア 都道府県が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）
- (22) ア 都道府県が行う重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (2) ウ 都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) エ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
- (9) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院設備整備事業
- (21) イ 病院、診療所の開設者が行う新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）に対し、都道府県が補助する事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して最も少ない額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (5) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所設備整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所設備整備事業
- (2) イ及びエ 都道府県が補助するへき地患者輸送車（艇）整備事業
- (3) ウ 都道府県が補助するへき地巡回診療車（船）整備事業
- (8) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所設備整備事業
- (10) イ 都道府県が補助する遠隔医療設備整備事業
- (12) イ 都道府県が補助するへき地・離島診療支援システム設備整備事業

(案)

- (14) イ 都道府県が補助する産科医療機関設備整備事業
- (15) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設設備整備事業
- (16) イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業
- (17) イ 都道府県が補助する解剖・死亡時画像診断等設備整備事業
- (18) イ 都道府県が補助する実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業
- (19) イ 都道府県が補助する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- (20) イ 都道府県が補助する遠隔ICU体制整備促進事業

ア 次の表の第2欄に定める種目について、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (13) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設設備整備事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (22) イ 都道府県が補助する重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額(アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の2分の2から2分の1の範囲とする)とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下限額
へき診療所	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2 分の 1 (ただし、沖縄県にあっては 4 分の 3)	1 品につき 250,000円 (ただし、沖縄県にあっては、375,000円)
へき地患者輸送車(艇)	患者輸送車	(1) マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829千円 (2) ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	2 分の 1	—
	患者輸送艇	1 隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費		—
	患者輸送用雪上車	1 台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費		—
	医師往診用小型雪上車	1 台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費		—
へき地巡回診療車(船)	巡回診療車	1 台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2 分の 1	—
	巡回診療用雪上車	1 台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1 隻当たり 9,081千円 (中型の場合は 1 隻につき 24,982千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1 台当たり 20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレーブ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		—

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下限額
離島診療用設備 離島歯科巡回	遠隔型離島用設備	1 班当たり 1,870千円	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療機械器具購入費	2 分の 1	1品につき 50,000円
	近接型離島用設備	1 班当たり 1,100千円			1品につき 50,000円
過疎診療所等特備	医療機器整備費	1 か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1品につき 50,000円
沖縄施設医療備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	4 分の 3	1品につき 225,000円
奄美群島医療備	医療機器整備費	厚生労働大臣の必要と認める額	病院として必要な医療機器の備品購入費	2 分の 1	—
へき地保健備	保健師用自動車	1 台当たり 478千円	保健師用自動車購入費	3 分の 1 (ただし、沖縄県にあつては2 分の 1)	—
へき地医療拠点病院設備	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1品につき 250,000円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1品につき 50,000円

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下限額
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円 3 遠隔手術指導 5,580千円 4 オンライン診療装置 2,660千円	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1	1か所につき 150,000円
	臨床研修病院支援システム設備	1 か所当たり 1 支援側医療機関 7,857千円 2 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)	臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
へき地・離島診療支援システム設備	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関 7,857千円 2 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合算額とすることができる。)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2 分の 1	—
離島等患者宿泊施設設備	初度設備費	1 室当たり 233千円 (ただし、8 室を上限とする。)	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	3 分の 1	—
産科医療設備	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1品につき 100,000円
分娩取扱設備	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2 分の 1	1品につき 100,000円

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
対する妊産婦モニタリング支援設備 「〇」を活用した産科医師不足地域に	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関（周産期母子医療センター等） 20,000千円 2 依頼側医療機関（分娩施設等） 10,000千円	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費	2分の1	—
解剖・診断等設備 死亡時画像	医療機器等整備費	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）	2分の1	—
実践的手術手技向上 研修実施機関設備	医療機器等整備費	1 か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	2分の1	—
在宅人工呼吸器使用者 非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	1 台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2分の1	—

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下限額
遠隔ICU体制整備	情報通信機器	1 か所当たり 1 支援側医療機関 120,000千円 2 依頼側医療機関 60,000千円	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	2分の1	—
	病床確保に係る協定締結医療機関	(1) 簡易陰圧装置の場合 1 病床当たり 4,320 千円 (2) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)の場合 1台当たり 9,350千円 (3) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	2分の1	—
新興感染症対応医療機関設備	発熱外来に係る協定締結医療機関	(1) 検査機器 (PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置)の場合 1 台当たり 9,350 千円 (2) 簡易ベッドの場合 1 台当たり 51,400 円 (3) HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の場合 1 か所当たり 905 千円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR 検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	2分の1	—

(案)

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 補助率	6 下 限 額
重点医師偏在対策支援区域における 診療所の承継・開業支援事業	医療機器等整備費	1 か所当たり 16,500 千円	診療所として必要な医療機器等購入費	3 分の 1	—

(案)

(交付決定の下限)

- 5 3の事業について、4により1品又は1か所につき算出された額が、4の表の第6欄に定める下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告しその指示を受けなければならない。
 - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
 - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。
 - ア 補助事業者が地方公共団体の場合
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価5

(案)

0万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には（1）から（9）に掲げる条件（この場合において（1）から（4）、（6）及び（9）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（5）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（9）中「第4号様式」とあるのは「第5号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費

(案)

税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(14) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(案)

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合にはあらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別添

新興感染症対応力強化事業実施要綱

第1 協定締結医療機関施設・設備整備事業

1. 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という。）に基づき、都道府県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

法第36条の3の規定に基づき、都道府県と協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の開設者とする。

3. 事業内容

- （1）法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 病室の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）等

イ. 病棟等の感染対策に係る整備

- ・新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置
- ・病棟入り口の扉の設置
- ・病棟のゾーニングを行うための改修 等

ウ. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

ア. 簡易陰圧装置

イ. 検査機器（PCR検査装置）

ウ. 簡易ベッド

- (2) 法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所が実施する施設・設備整備事業

①施設整備事業

ア. 個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

②設備整備事業（新規購入及び増設する場合に限る。）

ア. 検査機器（PCR検査装置）

イ. 簡易ベッド

ウ. HEP Aフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

- (3) 法第36条の2第1項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局、訪問看護事業所が実施する施設整備事業

施設整備事業

個人防護具保管施設の整備

- ・個人防護具保管庫の設置
- ・個人防護具保管スペース確保のための建物改修 等

第2 感染対策等に係る研修事業

1. 目的

医療従事者等への感染対策等に係る研修を実施することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。

2. 事業の実施主体

都道府県

3. 事業内容

感染対策等に関する医師・看護師等の研修や医療関連サービス事業者の感染対策研修等とする。

①感染対策等に関する医師・看護師等の研修

（研修の例）

- ・医療機関に勤務する医療従事者や、医療機関と連携して新興感染症対応を

- 行う介護施設の職員、保健所の職員等を対象とした感染対策に関する研修
- ・新興感染症発生・まん延時のG—M I S・感染症サーベイランスシステムを活用した報告等の方法等に関する研修
 - ・医療機関の事務職員を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等

②医療関連サービス事業者等の感染対策の研修

（研修の例）

- ・医療関連サービスに従事する職員（委託事業者の職員を含む。）を対象とした感染対策に関する研修（院内感染対策、個人防護具の着脱等の使用方法・備蓄の管理方法等） 等